発信者情報開示命令申立書

（Cloudflare契約者の情報）

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

発信者情報開示命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

手続規則２条に係る事件 なし

1. 申立ての趣旨

　相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ

との裁判を求める。

1. 申立ての原因
	1. 本件投稿

　インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●）。

* 1. 発信者情報開示命令の申立ての原因
		1. 特定電気通信

　本件サイトの記事は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）２条１号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法２条２号の「特定電気通信設備」である。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　相手方は本件サイトが蔵置されたオリジンサーバーからデータを受信して配信しており（甲●）、法２条３号、５条１項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、申立人の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　申立人は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　相手方は、サーバー契約者の記録、およびオリジンサーバーの記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

* + 1. 小括

　したがって、申立人は、相手方に対し、法５条１項の発信者情報開示請求権を有する。

* 1. 結論

　そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律５条１項に基づく発信者情報開示請求として、相手方に対し、申立ての趣旨記載のとおり、発信者情報の開示を求める。

以上

証拠方法

　証拠説明書に記載

附属書類

* 1. 申立書の写し １通
	2. 甲号証写し 各１通
	3. 証拠説明書 １通
	4. 委任状 １通
	5. 資格証明書 ●通

（別紙）発信者情報目録

１　アカウント情報

　別紙投稿記事目録記載のサイトの配信を設定した契約者に関する以下の情報。

(1) 氏名又は名称

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) 電子メールアドレス

２　オリジンサーバーに関する情報

　別紙投稿記事目録記載のサイトが蔵置されたオリジンサーバーに関する以下の情報。

(1) オリジンサーバーのIPアドレス

（別紙）当事者目録

〒●

 申立人 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

メールアドレス　●[[1]](#footnote-1)

 申立人手続代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国９４１０７カリフォルニア州、サンフランシスコ、タウンセンド・ストリート１０１

 相手方 Cloudflare, Inc.

 上記代表者（日本における代表者） ルーカス・オリバーフロスト

（送付先）

〒１０５－０００１　東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー９階

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| サイト | ● |
| 閲覧用URL | ● |
| 相手方の割り当てたIPアドレス | ● |

（別紙）権利侵害の説明

１　投稿内容

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿日時 |  |
| 投稿内容 |  |

２　権利侵害の明白性

以上

令和●年（発チ）第●号　発信者情報開示命令申立事件

申立人 ●

相手方 Cloudflare, Inc.

訂正申立書[[2]](#footnote-2)

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士　●

　頭書事件の発信者情報目録を別紙のとおり訂正します。

以上

（別紙）発信者情報目録

１　アカウント情報

　別紙投稿記事目録記載のサイトの配信を設定した契約者に関する以下の情報。

(1) 電子メールアドレス

２　オリジンサーバーに関する情報

　別紙投稿記事目録記載のサイトが蔵置されたオリジンサーバーに関する以下の情報。

(1) オリジンサーバーのIPアドレス

1. Cloudflareからはメールで開示されるためメールアドレスを記載しておく [↑](#footnote-ref-1)
2. Cloudflareの答弁書で、住所・氏名・電話番号は保有していないと答弁された際に提出する。 [↑](#footnote-ref-2)